

専門職としてのアーキビストの役割を 考える

——テリー・クックの論考をてがかりに——

大木 悠佑

[キーワード：アーキビスト 専門職 記録の関与者 アーキビストの役割
オーストラリア]

はじめに

アーカイブズ、あるいはアーカイビングという言葉がweb上で頻繁に使用されるに従い、社会において一般的な認知を得始めてきていることは確かである。また、その専門性に早くから関心を抱いてきた集団において、専門職であるアーキビストは（職業として成り立つかはともかく）その設置が強く要求されてきたし、また、公文書等の管理に関する法律¹⁾が施行されて以降、その専門職としての確立がより求められる存在となっている。しかし、ここには大きな課題が存在する。専門職である「アーキビスト」は何をすべき存在であり、社会の中でどのような役割を果たすのであろうか、ということである。

「アーカイブズ」あるいは「アーキビスト」の言葉がもたらすイメージは様々である。その理由として、森本祥子氏は、日本アーカイブズ学会設立10周年の企画研究会において、以下のように述べている。設立期の日本アーカイブズ学会が、「連携」や「拡がり」を意識した結果、多様なアーカイブズの在り方や、類縁機関や隣接学問分野との関係を理論的に考える機会が多く得られたことを評価する一方、それが、アーカイ

ブズ・イメージの拡散を招き、「そもそもその共通の基盤—他のなににも代えられない独自の機能としてのアーカイブズ定義—は現実には必ずしも確立・共有されておらず、はじめに立ち止まってその確認を十分しないままに拡がりに目を向けたために、結果として、基盤を共有しない多様なアーカイブズ・イメージの拡がりを加速すること」になり、それぞれ個別の植木鉢が林立してしまったと指摘している²⁾。アーキビストも同様に、それぞれ所属する機関の性質（行政機関アーカイブズ、組織アーカイブズあるいは収集アーカイブズなどの違い）によって、求められる機能や役割が異なることは多分に仕方がないとしても、共有すべき目的や機能は存在するはずであり、それこそが専門職として果たすべき役割と考えられる。

本稿では、このような専門職としての役割について、まずはアーカイブズ・アーキビストの役割を整理したテリー・クックによる論考をもとに大枠を捉えたうえで、日本とアーカイブズ界で先進的な取組みをしている一つのオーストラリアにおいてどのような機能や役割を果たす職として見られているかを見て、現在のアーキビストが果たすべき役割について1990年代以降、アーカイブズと社会の関係を捉え直したレコード・コンティニューム理論をもとに考察を加えたい。

アーキビストのパラダイム・シフト：テリー・クックの論考より

まずは、フランス革命以後のアーカイブズのパラダイム・シフトを整理したテリー・クック (Terry Cook) の論考³⁾をもとに、アーキビストの役割の変化を捉えてみたい。

テリー・クックは、この約150年の間に、アーカイブズ概念が大きく4つのパラダイム・シフトを経験したと整理する。表に示すと、以下のようによまとめられ、次のように説明されている。

表 1 アーカイブズ概念のパラダイム・シフト
(Terry Cook, Evidence, memory, identity, and community: four shifting archival paradigmsより作成)

	～ 1930s	1930s ～ 1970s	1970s ～ 2000s	現在
段階	法的・証拠的 (juridical legacy)	文化遺産 (cultural memory)	社会的従事 (societal engagement)	コミュニティ・アーカイビング (community archiving)
アーキビスト の役割	受動的なキュレーター (passive curator)	積極的な評価選別者 (active appraiser)	社会の仲介者 (societal mediator)	コミュニティの促進者 (community facilitator)
アーカイブズ の思想	証拠 (evidence)	記憶 (memory)	アイデンティティ (identity)	コミュニティ (community)

テリー・クックによるパラダイム 1：証拠

フランス革命以後1930年代までは「証拠」の時代として捉えることができる。ここでは、国家の古い公的な記録が中心であり、専門職としてのアーキビストの第一の役割は、行政組織において作成された法的証拠的な記録の守護者であり、保存人であった。証拠性保持のため、記録作成時におけるコンテキスト情報を反映させた編成記述と保持が図られ、そのための手法として出所原則や原秩序尊重の原則などが整理された。アーキビストは、アーカイブズ機関に保存された記録が示す「(一つの) 真実」を守護するものであり、証拠としての記録に主観が挟まれないように、残すべき記録の選択にアーキビストが関わるのではなく、その記録を作成した行政の執行者が行っていた。そのため、アーキビストは、行政執行者の作成、管理、選別の結果として残された、証拠としての「自然な堆積物」(natural residue) を守護するものであり、偏りのない保管者であるとされた。代表的な著作やアーキビストとして、オランダの『アーカイブズの編成と記述のためのマニュアル』(1898) や、イギリスのヒラリー・ジェンキンソン卿が挙げられる。

テリー・クックによるパラダイム2：記憶

1930年代から70年代までは「記憶」の時代として捉えることができる。この期間は、二つの世界大戦と世界恐慌を経て、行政機関の業務が拡大し、膨大な記録が作成されたことが、パラダイム・シフトを引き起こす要因とされた。膨大な記録の発生は、全体量の数パーセント程度をアーカイブズとして保存することを要求した。同時に、膨大な記録を統制するため、記録の位置する段階に応じて、記録作成機関における現用記録の管理（レコード・マネジメント）と、アーカイブズ機関における非現用記録の管理（アーカイブズ・マネジメント）に、管理責任が分けられ、それぞれレコード・マネジャーとアーキビストがその責を負うことになった⁴⁾。結果として、アーカイブズとして保存された記録は、自然な堆積物ではなく、重要な決定を行ったアーキビストによる意図的な構築物となった。

また、歴史的な学問体系で育ったアーキビストは、アーカイブズの選択の中に、学術上の利用（特に歴史学的な）価値を反映させようとした。歴史家アーキビストまたは歴史学者の補助者と見られたアーキビストは、歴史記述の動向を頼りにして、評価選別を行い、歴史学の変化に対応しようとした。アーキビストは、学術的な歴史学というフィルターを通して、アーカイブズを積極的に選択することとなり、意識的に公的な記憶を形成することに関与するようになった。そのため、中立や客観性、残された証拠の守護からは離れ、何をアーカイブズとして受け入れるのかという意思決定プロセスに主観性を入れざるを得なくなった。

この時期は、歴史資料としての記録を評価し、歴史家アーキビストが主観性を伴って、文化的な記憶遺産を形成していたと見ることができるだろう。

テリー・クックによるパラダイム3：アイデンティティ

1970年代から2000年代までは「アイデンティティ」の時代として捉えることができる。1970年代には、大学院教育でのアーカイブズ学プログラム創出を通して、アーキビスト自身のアイデンティティを構築し、学術雑誌の発行や専門職団体が結成される時期であり、同時に歴史学以外の他分野の利用者や専門領域から知見を得て、記録やアーカイブズの性質、アーキビスト自身のコンテキストを創出しながら専門職を意識した時期でもあった。

アーカイブズの所蔵資料や活動は、社会におけるポスト・モダニズム思想の影響も有り、多元化、多様性、偶発性が存在する社会を反映したものとみなされる。アーカイブズで保存されてきた「(一つの) 真実」は消滅し、多くの真実、声、価値観、そしてストーリーが見出されるようになった。評価選別の理論も、歴史的な研究動向に左右されるのではなく、社会自身が果たしている機能や活動を反映することを基準とし、記録作成者や特定集団のための利用者の価値ではなく、ジェラルド・ハム (Gerald Ham) が示した「人間の経験がもつ幅広い領域」を反映させることが意識されるようになった。

行政に対するアカウンタビリティと透明性に対する期待が高まったのもこの時期である。情報公開法の成立を促すとともに、アーカイブズ機関に対しても、正義 (justice) と人権 (human rights) に貢献する役割が期待されるようになる。人権に関するものとして、南アフリカ共和国のアパルトヘイトが、行政へのアカウンタビリティの問題として、オーストラリアのクイーンズランド州で起こったハイナー事件などが挙げられる。こうした社会の多様化、複雑化に対応する形で、アーキビスト達は、社会を代表する実行者 (agency) として、自身の声を表現することを意識していった。同時にアーカイブズが管理され、証拠として保護される手法を洗練させることで、専門職としてふるまおうとした。そして、アーカ

イブズ資料は、歴史的資料としてだけでなく、社会で共有する資源として捉えられるようになり、専門的な教育を受けた利用者による学術上の文化的歴史的資産から、アイデンティティや正義のための社会の基礎と見られるようになる。

この時期は、アーカイブズ資料に存在する記憶を通して、社会における複数のアイデンティティ形成に関与する意識的な仲介者としての役割を果たすとともに、アーキビスト自身のアイデンティティを形成していたと見ることができるだろう。

テリー・クックによるパラダイム4：コミュニティ

2000年代以降の現代社会は、「コミュニティ」の時代とされる。現代社会は急速に変化しており、その一つの要因としてインターネットが挙げられる。全ての人々がそれを利用して、意見を表明し、著作者や、写真家、音楽家、そしてアーキビストになることもできるため、無数の人々に運営されるアーカイブズが存在することになる。アーキビスト達は、こうした状況に対応して、今まで経験したことのない複雑で、豊かな関係性を伴う人間活動、社会活動をドキュメントしていくことになるだろう。

こうした事態は、専門職としてのアーキビスト達も変化しなければならないことを要求する。アーカイブズ機関の中だけで働く専門職としてだけでなく、コミュニティで構築されるアーカイビングのプロセスに関与する助言者であり、促進者にならなければならない。そして、コミュニティで形成されるアーカイブズという概念は、アーカイブズ機関で所有される独占物としてではなく、社会で共有されるものという概念をより進める。

テリー・クックは、現代において、大きく変化する社会に対応するようアーキビスト自身も変化していくことを示唆しているが、アーキビ

スト自身がどのような役割を果たしていくのか、そして変化していくことの準備はできているだろうかと問う。確かに、刻々と変化する社会において、そしてその記録のあり方自体も紙から電子というように大きく変わる状況において、アーキビストは、現代社会の多様なあり方を端的に表現できるように、何をどのように残していくかを考えなければならないだろう。

テリー・クックによるパラダイム・シフトのまとめ

以上が、テリー・クックによる整理である。アーキビストの役割に着目して再度整理してみると、証拠の時代とされる1930年代までは、アーキビストは、アーカイブズ資料の証拠性を証明する守護者であり、番人であった。そのためアーキビストは公平で偏りのないことが求められた。

記憶の時代とされる1930年代から1970年代までは、増大する記録を適切に対処していくために、歴史的文化的価値を有する記録をアーカイブズ資料として分離し、意識的に評価選別に関わっていくことになる。ここでは、主となる利用者である歴史学の価値を反映した選別基準を使用していくことになる。

アイデンティティの時代とされる1970年代から2000年代は、個々のアイデンティティ獲得が進み、多元化、多様性、偶発性が存在する社会へと変化していく。正義や人権、行政のアカウントビリティや透明性などの新たなキーワードが出てくる中、アーキビストは社会の変化に対応しながら、特定の利用者へのアーカイブズ資料の保存ではなく、人類社会の経験を伝えていくことを役割とする。また、戦略的なアプローチや方法論を整備し、専門職としてアーキビストが社会の多様な声の代弁者であろうとしていた。

コミュニティの時代とされる2000年代以降の現代社会では、インターネットに代表されるように急速に社会が変化している。多様な人々が多

様なアーカイブズを構築し、複雑なコミュニティが形成されている状況において、アーキビストは、こうした複雑で豊かな人間活動、社会活動をドキュメントし、伝えていくこと、そしてそのアーカイビングに関わる助言者であり、促進者としての役割を果たしていくことが求められている。

日本におけるアーキビストの機能と役割に関する議論

では、日本における専門職としてのアーキビストの機能と役割に関する議論はどのようなものであつたらうか。日本での議論は、戦後の歴史資料保存運動に端を発する、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)が中心的な役割を担ってきた。その歴史資料保存運動は、高橋実氏によれば、戦後から1960年ころの歴史資料の散逸防止と保存運動を展開した時期、1960年代から1970年代の「文書館」設置を要求した時期、1980年代の「文書館法」制定を求めた時期と大きく3つに分けることができる⁵⁾。現在においては、専門職員のあり方に絡む文書館制度充実を要求した時期と公文書管理法施行という時期を加えることもできるだろう。こうした歴史資料保存運動が、多分にその専門職のあり方に影響を与えていることは想像に難くない。専門職の機能と役割を中心に見ていきたい。

戦後から1960年ころまでの歴史資料散逸防止と保存運動が展開した時期は、戦後の急激な社会変動によって、主に近世期に作成された歴史資料が散逸する危険があつた。また、1950年代半ばの市町村合併により、必要なくなった公文書などが廃棄される恐れも高まっており、こうした歴史資料の保存が図られたのである。この時期は、専門職の議論は中心となっていないが、扱うべき対象が主として近世期あるいは、明治以降の近代行政機構の中で作成され、経年した公文書等であることから、歴史的な(あるいは学術上の)価値判断を行うことが想定されていただ

ろうし、その役割は歴史資料を保存し、利用させることであるのは明白であろう。

文書館の設立が要求された1960年代から1970年代には歴史資料保存のための文書館の設立が求められ、同時に文書館の専門職を置くことが要求された。1967年に日本歴史学協会日本史資料センター問題特別委員会から出された「日本史資料の保存・整理・利用・サービスについての構想案」では、「資料の整理・調査のためには、特別の学識ある専門職員を置き」とされ、その「専門職員の養成は、そのための特別の養成機関において行なう」ことが求められた⁶⁾。また、1969年日本学術会議から出された「歴史資料保存法の制定について（勧告）」においても、文書館の設置とともに、「文書館には専門の職員を置かねばならない。専門職員の認定・養成については別に定める」と専門職員の設置に関する規程も示されている⁷⁾。ただし、この時期までは、専門職員を置くことは要求されたとしても、その機能や役割は十分に議論されているとは言えないだろう。これは、歴史資料保存に端を発する運動であり、扱うべき資料が相当の年数を経過し、散逸の可能性のある歴史資料の保存と利用が目的とされていたことから、ある意味自明のことであったと思われる。

専門職の機能や役割が具体的に示されだすのは、1980年代に展開した文書館法制定を求めた時期であろう。この時期には、1980年に「文書館法の制定について（勧告）」⁸⁾や1985年「文書館法制定についての要望書」⁹⁾などの勧告や要望が続いた。同時に文書館法に盛り込むべき内容の検討が図られ、例えば、1986年の全史料協法文小委員会による「文書館法大綱案」では、文書館の業務として「1 文書資料の移管又は引き継ぎ及び収集（購入・寄託・寄贈）による受け入れ」、「2 文書資料の整理及び保存」、「3 文書資料の閲覧等による利用及び助言指導」、「4 文書資料に関する調査研究」、「5 文書資料に関する啓発普及」、「6 類似他機関との連絡協力」、「7 その他、文書館業務に必要なもの」が挙げられ、その7つの業務と歴史的・文化的・行政的価値の評価を行う専門職員と

しての文書士（アーキビスト）を置くとされ、その機能が整理されて示されることになった¹⁰⁾。

こうした動きもあり、1987年に公文書館法が成立した¹¹⁾が、地方公共団体が設置する公文書館には当分の間専門職員をおかなくてよいとする附則事項が付けられた。これに関して、内閣官房副長官が示した「公文書館法の解釈の要旨」¹²⁾では、「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員」は、「公文書館の中核な業務を担当する職員」であるが、その「要求される資質については、歴史的要素と行政的要素とを併せ持つ専門的な知識と経験が必要であるといえるが、現在の我が国においては、その専門的な知識と経験の具体的内容については未確定な部分もあり、また、その習得方法についても養成、研修等の体制が整備されていない状況にある」として、専門的な知識と経験の具体的内容についての共通した理解が得られていない状況が指摘されている。

こうした状況に対し、日本学術会議では、1988年「公文書館専門職員養成体制の整備について」¹³⁾を報告し、同じく全史料協も1989年「文書館専門職（アーキビスト）の養成についての提言」¹⁴⁾をまとめるなど、専門職養成制度の整備が図られた。全史料協の提言¹⁵⁾の中で、文書館は「機関や団体あるいは個人が、組織的、社会的な活動を行う過程で作成ないし授受した文書・記録のうち、歴史的文化的価値や行政的経営的価値のあるものを収集・整理し、人類共有の歴史文化遺産、知的情報資源として一般利用に供する機関」と定義され、また、未来の人々に対しても「文書・記録の永続的な利用を保障することが、文書館の最も大きな使命」とされた。アーキビストの職務は、「収集・移管」、「評価・選択」、「整理・分析および検索手段の作成」、「保存・提供」の4つに整理され、同時に、公文書館が抱える情報資源の収集、整理、蓄積、提供を行う情報専門職としての性格が強くなっていることが示されている。

このあとも全史料協を中心に、専門職の養成制度と資格制度に関して

研究・要望が続くこととなる。その中でも、1992年「アーキビスト養成制度の実現に向けて一全史料協専門職問題特別委員会報告書一」¹⁶⁾では、アーキビストは「人類共有の歴史的文化遗产である記録史料を、現在に役立て、また未来に伝えるという大きな社会的使命を持っている」としてその使命を明確に述べている。専門職養成制度は、国立公文書館や国文学研究資料館、学習院大学大学院を始めとする大学等の機関で充実したが、資格制度については、結局のところ、2004年に設立された日本アーカイブズ学会による学会登録アーキビスト制度を待たねばならなかった。

さて、このように見てきたが、テリー・クックの整理でいう、自らの価値判断を反映させ、社会における記録を構築することや、人類社会の経験を伝えていくという、その専門職が目指すべき像についての議論があまり起きていないことは明らかである。それは多分に日本でのアーキビストの発展の仕方に影響を受けていることであろう。

公文書館法の成立により、専門職員としてのアーキビストはその存在を認められたが、日本での養成環境が不十分として、地方自治体の公文書館に必置ではなく、また、資格制度も整備されなかった。そのため、どのような知識や技能が必要であり、どのような養成システムを確立し、資格認定制度を構築するかに議論が集中したことは仕方のないことであろう。しかし、そもそも社会の中でアーキビストはどのような役割を担うべきかに関する議論はあまり起こっていないように見える。おそらく、日本においては、歴史的な資料の保存という問題を長く抱えていたこともあり、作成後相当の年数を経過した歴史資料を対象とした業務が強く意識されていたためでもあり、歴史的な遺産を保存し、伝えることとして半ば自明のこととされているからであろう。あるいは、学会や専門職団体が議論が起こったとしても、アーキビストが雇われる場では、直面する歴史的な資料を扱うことが求められている現状がある。事実、筆者は地方公文書館あるいは国立公文書館等での専門職員として働

いた期間、実際に所蔵している歴史的な資料等を扱うことだけが職務とされていた。そのため、アーキビストがどのような目的をもって、どのようにに社会の記憶を構築する記録を収集していくか、そのためにどのようにに記録が作成されていなければならないかという議論をする必要性がなかったと思われる。ただし、そのような業務に従事するアーキビストであったとしても現代社会の問題や記録の作成方法に影響を受けざるを得ない。オーストラリアでは、そうした問題に直面して、アーキビスト自身のあり方を問い直さざるを得なかった。次項では、そうした事例を見ていくことにする。

アーキビストの機能と役割：オーストラリアの事例

次にオーストラリアでの事例を見ていこう。一つ目はグレンダ・オークランド (Glenda Acland) の「Archivist-keeper, undertaker or auditor」¹⁷⁾ である。この論考において、グレンダ・オークランドは、アーキビストの役割として、記録の物理的・モラルディフェンスに責任を持つ番人 (keeper)、大量の記録から永久的な記録を選択する実行者 (undertaker) を経て、証拠のための記録システムの監査を担い、組織の記録について知的なコントロールを行う監査人 (auditor) を示し、単なる歴史資料の番人ではなく、記録管理の標準を設定し、監査を通じて、組織体におけるアカウントビリティを支援する役割が必要となっていることを指摘する。このオークランドの論考が出された1980年代から1990年代は、オーストラリアにおいて、政府機関等による不正事件が数多く明るみに出て、政府機能と市民に対するアカウントビリティ・システムの機能性が問題にされている。そしてその不正事件を解明するうえで、記録の不存在や管理不備による記録の紛失が明らかになり、記録管理の重要性が改めて認識されるとともに、アーキビストやアーカイブズ機関が記録管理に関与することが求められるようになった¹⁸⁾。このような社会的な状況もあり、

アーキビストの役割は、組織体における適切な記録管理を支援する監査人としての役割が意識されるようになったと言える。事実、1990年代以降に成立・改正された州公的記録法には、アーカイブズ機関に対して、行政機関のグッド・ガバナンスとアカウンタビリティを支援し、監査するという新たな役割を与え、行政機関の記録管理の標準を制定し、各機関が準拠しているかを監視する役割を担わせている。

アン・ペダーソン (Ann Pederson) は、アーキビストを含むレコードキーピング専門職の使命や役割が、電子記録の登場後、特に1990年代以降に大きく変化してきていることを踏まえて、以下の表のようにまとめている。

表 2 伝統と現在のレコードキーピングにおける専門職のパラダイム・シフト (Ann Pederson, Professing archives: A very human enterprise. p. 63-64の表を邦訳)。

変化	伝統	現在
使命	「材料」(stuff) (オフィスにある記録及び保管庫や図書館にあるアーカイブズ資料) を特定し、取得し、組織化し、維持し、アクセスすること	個人又は業務活動で必要不可欠な記録された証拠を捕捉する枠組みを管理すること並びにその完全性及びアクセスビリティを常に管理すること
記録とレコードキーパーの役割	客観的、組織的、表象的な集積としての記録と、作成者から利用者への、受動的、客観的、中立的な意味の仲介者としてのレコードキーパー	価値観を担う、選択的、意識的に構築された記憶の集積 (としての記録) と、記録の意味とつながるコンテキストを形成する、アクティブ、解釈者としてのレコードキーパー
レコードキーピング継続の責任	レコードキーピングに関する独立した責任—自分自身で全てを行うこと	管理上、規制上及び文化的要求事項を満たす、信頼できる記録を作成し、必要な限り維持する責任を伴う行為と決定を可能にするために共有される責任とパートナーシップ
専門職の関係性	文化遺産学者及び他の情報専門職の動機をつなげること。つまり力の無い「アウトサイダー」あるいは、辺境に位置する「インサイダー」。	組織内の法的、財務的及びIT専門職、質の監査人並びに他の規制者と、つまり力のある「インサイダー」、又は影響力のある「アウトサイダー」との「記録を通した気づき」と協力すること；独創的な経験 (戦争、災害、発見、スキャンダル)、個人のアイデンティティ及び関係性の裏にある「真実」への興味を活用すること

変化	伝統	現在
仕事の場所	レコード・マネジャー及び記録は事務所及びレコードセンター；アーキビストとアーカイブズは保存庫；手稿と個人資料は図書館	レコードキーピング専門職によって運営されている枠組みを利用して、全ての人が記録及び他の情報資源を、いつでもどこでも、作成、維持、アクセスを提供する
教育	アーキビストと手稿ライブラリアンは歴史の訓練を受けて、関心及び／又は領域を持っている；レコード・マネジャーはビジネス領域；多くのレコードキーピングの学びは、オンザジョブ、技術大学、ショートコースを通じて；レコードキーピング義務を実行する方法に関心	様々なコンテキストからの新兵；歴史は依然重要な興味；レコードキーピングの枠組み及び問題解決を運営するため、レコードキーピングの技術、機能及び活動を理解し、新しい参入者が考え、調査し、他者と協働することを可能にする知識、技術及び態度を開発すること
研究	調査の基盤又は文化はない；主なアウトプットである検索手段—記録作成者の履歴を記述する、及び／又はその内容及びアーカイブズの出所を説明する歴史的な研究	レコードキーピングの概念、振る舞い、プロセス、成果、実体及び解決を試し、改善するため、大学主導による国内的及び国際的なチーム・ベースによる方法論に従事する調査を中心とした実践のコミュニティ

これらの変化の要因について、アン・ペダーソンの言葉をまとめると次のようになるだろう¹⁹⁾。オーストラリアにおいて、伝統的に、アーキビストは、図書館で手稿や希少本を専門に扱う手稿ライブラリアン、行政などの組織において現用段階の記録管理に関わるレコード・マネジャーと共にレコードキーピング専門職の一つであった。これらの専門職は、それぞれが所有する資料（図書、行政文書、アーカイブズ資料）を、特定して整理し、アクセスを提供することを使命とし、資料の作成者と利用者をつなぐ客観的で中立的な仲介者としての役割を果たしていた。それぞれの職務は、図書館なら図書館、アーカイブズならアーカイブズ機関、組織の中なら組織の中といった具合にそれぞれが独立した中で行われ、独立して業務が行われていた。

1970年代より現れた電子機器は、1990年代に入り、ネットワークでつながれた個人のコンピューターが整備されることにより、仕事や執務ス

ペース、そして発生する記録の環境も大きく変えてしまう。電子記録が増加するにつれて直面している4つの現実が明確になった。1つは、紙や電子記録を扱っていた伝統的な戦略や方法論が現代社会において不十分であったこと。2つ目は、社会自体が管理の枠組みを、紙から完全な電子環境にシフトし始めていること。3つ目は、電子的な変化は地球規模で起こっていることであり、レコードキーピング専門職としては世界的なアプローチと協同する必要があること。4つ目は、レコードキーピング専門職が身につけている知識や技術が、電子環境に適合していないこと。これらの4つの現実に対して、レコードキーピング専門職は、使命、理論、実務を新たに構築し直さなければならず、新たな知識とアプローチを適用し、専門職としてのアイデンティティを積み上げて構築すること、そしてレコードキーピングを機能させる他の専門領域と協同することが必要であると認識した。

さて、このような変化を求められたアーキビストはどのような役割を担おうとしていたのか。表2をもとにすると、アーキビストは、アーカイブズ機関で所蔵されている資料を保存、提供するだけでなく、アーカイブズ資料となりうる記録を、業務活動の証拠として捕捉される枠組み、システムを構築することが使命であり、そのためには、組織内の法律や財務、ITなどの他の専門家と協同し、必要とする全ての人々に対して記録のアクセスを保障し、提供することが求められる。残された記録はある価値観を反映した、意識的に選択、構築された記憶の集合となり、アーキビストは、記録を理解するのに必要となる記録が意味するものとそのコンテキストを、捕捉して解釈し、文書化することがその役割となるだろう。

次に専門職団体についても見ておこう。オーストラリア・アーキビスト協会 (Australian Society of Archivists) は、増大するアーキビストとその技術への要求に対応する形で1975年に設立された。アーキビストの使命は、1996年に開かれた大会において承認されている。その内容は、「アー

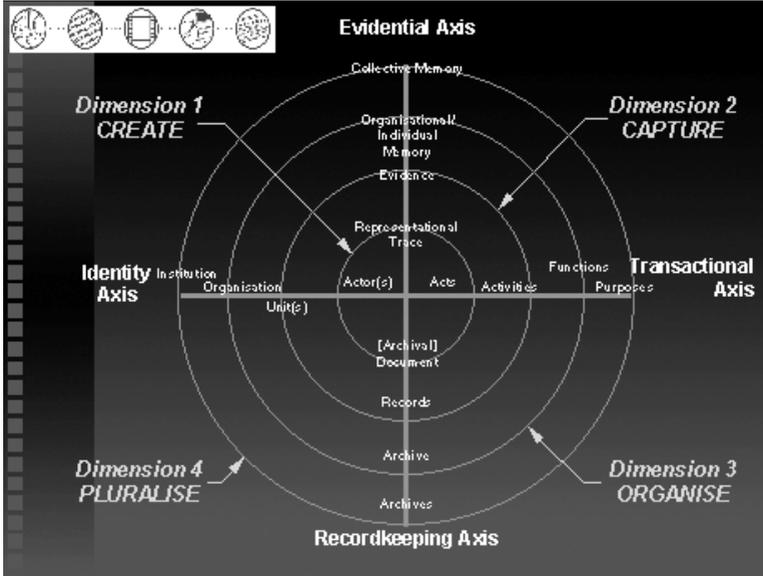
キビストは、行政運営、団体、文化的、知的活動の真正性を持つ証拠としての価値をもつ記録が、作成、維持、利用されることを保証する。アーキビストの業務は、組織の効率性とアカウントビリティを保証するために必要であり、個人、団体、社会の記憶の維持と管理によって、オーストラリアの生き方を理解することを支援する」²⁰⁾ ことであり、単なる歴史的な価値を持つ記録を保存することではなく、組織や社会の活動の証拠としての記録が、作成され、維持されることを使命としている。

以上のように、オーストラリアでは社会的な要因を受けて、アーキビストは単なる歴史的な記録の番人ではなく、記録管理の標準を策定し、作成機関が準拠しているかを監視することによって、社会が必要とする記録が作成されること、そしてその記録が社会で広く共有されることを役割としていると言えるだろう。

レコード・コンティニューム・モデルから見るアーキビストの役割

テリー・クックによるアーキビストの役割、そして社会のアカウントビリティの実行者としてのオーストラリアのアーキビスト像の展開を踏まえて、レコード・コンティニューム・モデルから、アーキビストの機能と役割を考えてみよう。レコード・コンティニューム理論は、レコード（作成組織における現用記録）とアーカイブズ（アーカイブズ機関で保存される非現用記録）の両者の断絶による不都合を乗り越えるため、オーストラリアで展開したレコードキーピングの概念であり、図1は、その推進者の一人であったフランク・アップワードが、1990年代に提示したモデルである。

図1 レコード・コンティニューム・モデル
(Frank Upward, Structuring the Records Continuumより)



このモデルは、2000年代にかけて日本でも紹介されたこともあり、よく知られた図となっている。4つの軸と4つの次元によって、社会と記録の関係を一枚の図に落とし込んだものである。このモデルは、記録を中心に内側から外へ、つまり記録の発生 (create)、捕捉 (capture)、組織化 (organise)、多元化 (pluralise) と説明されることが多い。例えば、第1次元では、当事者 (actor) が社会的な行為 (act) を実行し、その痕跡が文書 (document) として表現される。第2次元では、その文書が、作成のコンテキスト情報と共に、レコードキーピング・システム内に取り込まれることにより、記録 (record) として捕捉される。この記録は、第3次元では、組織の記録として共有され、第4次元では、多元化として、作成組織以外の社会の構成員によって共有される。そしてそれが記録のライフサイクル論とは異なり、時間的な経過を必要としない、となる²¹⁾。

一方で中島康比古氏が紹介したように、この円は内から外だけでなく、外から内へも向かってくる双方向性を持つものである²²⁾。つまり、第4次元における、社会の目的に資するように組織の記録が共有されるというだけでなく、社会の目的に合致するように、組織の記録が公開、共有されることが求められることになり（第4次元→第3次元）、そして、それが可能となる記録が捕捉され（第3次元→第2次元）、行為の証拠となる文書が確実に作成されることが求められるのである（第2次元→第1次元）。そのため、第3次元においては、組織の目的に合致することができるように、第1次元と第2次元の記録の作成と捕捉に影響を与える、記録管理の方針やルールが策定される²³⁾。例えば、昨今話題にあがるようになったLGBTなどの性の多様性の社会的な関心を受けて、東京都渋谷区では、2015年11月5日より同性カップルのパートナー関係を証明する証明書を交付することが可能となる条例が制定された²⁴⁾。これを受けて、同性婚カップルの申請書類やその管理方法、扱いなどの方針・ルールが策定されることだろう。こうした例のように、第4次元である社会的な関心が、第3次元以下の、記録の作成、管理に影響を与えるのであり、社会における価値観を反映する記録の作成を要求することが、レコード・コンティニューム・モデルが示す、記録と社会の関係であると言えるだろう。

では、このモデルにおいて、アーキビストはどのような役割を果たすのだろうか。アップワードと同じくこのモデルの推進者の一人である、スー・マケミッシュは、「レコードキーピング専門職の役割はレコードキーピングの枠組みをつくりあげることにかかわる」²⁵⁾ものであり、「記録が現時点および長期間にわたって多様な目的をはたすように、その記録を作成の時点から管理できるようにする」枠組みを作り上げることが専門職としての責任としている。より踏み込んで考えてみると、アーキビスト（レコードキーピング専門職）は、第4次元に表現されている社会的な関心・価値観を反映できるように、組織の記録が作成、捕捉され

るような記録管理・作成の方針の策定を推進し、そのシステムが正常に稼働しているかを監視する役割を担っていると言える。クリス・ハーリーはレコードキープング専門職の役割を、規定者、設定者、助言者、促進者、提供者、実現者、監視人、番犬役、強制者、監査人の10に分けて、組織のアカウントビリティを果たせるようなレコードキープング・システムの適切な稼働に関与することを示していた²⁶⁾が、社会のより広い関心を対象とするという意味において、アーキビストは、社会の関心・価値観を反映できるような記録の作成、管理のシステム構築を促す促進者として、そしてそのシステムが正常に稼働しているかを確認する番犬役としての役割を果たすべきと捉えるべきだろう。だからこそ、アーキビストは、第4次元の社会が今、何にどのような関心を持っているかを研究する必要があるとされる。

しかし、第4次元は、地域と時間により、構成要素が異なるため、社会の関心が異なることも当然であろう。そのうえで、何を記録（アーカイブズ）として残すのか、何を廃棄すべきか、つまりカナダ国立公文書館長官であったジャン＝ピエール・ワローの言葉でいう「私たちの記憶の家」²⁷⁾に誰を招き入れるのか、を決定しなければならない。そして、この決定には残念ながら正解・不正解というものが存在しない。なぜなら将来的な予測をすることは不可能だからである。30年前に、現在のインターネット社会を予測できただろうか。LGBTや多様な性が想像されていただろうか。だから過去の利用実績から将来残すべき資料を想定することは不可能なことだと言える。しかし、その中でもアーキビスト達は決定せざるを得ない。そのためには現在の社会を調査したうえで、何を残すべきか、廃棄すべきかの判断に、自分達の価値観を（意識的にしろ、無意識にしろ）反映せざるを得ないのである。

テリー・クックは、だからこそ専門職としてのアーキビストは、より自己を見つめ直し、自分たちがしていることについて透明性をもって明らかにすべきだと指摘する²⁸⁾。アーキビスト達は、なぜそのような決定

をしたか、どの選別基準を使用したか、どのような価値や重要性の概念をもとに選択されたか、どの方法論に従ったか、そして判断にアーキビスト個々の価値がどのように反映されたかについて、説明する必要があると述べる。こうしたことを踏まえて、アーキビストは第4次元の社会的価値観を反映させる組織のレコードキーピング・システムの稼働を補助する役割を担っていかなければならないのである。

おわりに

本稿では、テリー・クックの論考をてがかりとして、日本とオーストラリアでのアーキビストの機能や役割に関する議論をもとにどのような役割を果たそうとしているかについて見てきた。そのうえで、アーキビストの役割を、記録と社会の関係性を示したレコード・コンティニューム・モデルから考察を試みた。レコード・コンティニュームの視点から見ると、アーキビストは、第4次元で共有される社会的な関心が、記録として反映され、現在及び将来に渡って社会で共有されることを保証するシステムを構築し、その適切な稼働を監視する役割を担っていると言える。第4次元は、時間と空間によって規定される社会をもとにしており、そこでの価値観や関心が異なる。だからこそ、アーキビストは第4次元である社会をどのように認識し、どう自分の価値観を反映させたかが常に問われるのである。

また、オーストラリアの事例からは、行政機構の機能不全や社会の透明性とアカウントビリティの要求など、現代社会の変化に対応しようとする意識が見える。その中でアーキビストたちはどのような役割を担っていくべきかを常に問いかけているようにも思える。こうした変化はオーストラリアだけでなく、日本も同様のことであろう。社会構造の変化やインターネット環境での人間活動とそこで蓄積される記録。記録自体の性質も大きく変化している。日本社会自体も大きく変化してきてい

る。その中で、現代社会におけるアーキビストは、どのような役割を担うべきか、改めて問い直す時期に来ているように思われる。

注

- 1) 公文書等の管理に関する法律. 2009年7月法律第66号.
- 2) 森本祥子. 日本アーカイブズ学会の設立、その成果、そしてこれから. アーカイブズ学研究, no. 21, 2014, p. 27-29.
- 3) Terry Cook. Evidence, memory, identity, and community: four shifting archival paradigms. *Archival Science*, vol. 13, no. 2-3, 2013, p. 95-120.
- 4) Glenn Dingwall, “Life Cycle and Continuum: A View of Recordkeeping Models from the Postwar Era”. Terry Eastwood and Heather MacNeil eds., *Currents of archival thinking*, 2010, p. 140-144.
- 5) 高橋実. “戦後の史料保存利用運動のあゆみ”. 文書館運動の周辺. 岩田書院, 1996, p. 19-21.
- 6) 日本歴史学協会日本史資料センター問題特別委員会. “日本史資料の保存・整理・利用・サービスについての構想案”. 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職問題委員会編. アーキビスト制度関係資料集, 2009, p. 7-8.
- 7) 日本学術会議. “歴史資料保存法の制定について（勧告）”. アーキビスト制度関係資料集（前掲注6）, p. 9-14.
- 8) 日本学術会議. “文書館法の制定について（勧告）”, アーキビスト制度関係資料集（前掲注6）, p. 16-17.
- 9) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会. “文書館法制定についての要請書”. アーキビスト制度関係資料集（前掲注6）, p. 18.
- 10) 全史料協論文小委員会. “文書館法大綱案”. アーキビスト制度関係資料集（前掲注6）, p. 22-23.
- 11) 公文書館法. 1987年12月法律第115号.
- 12) 内閣官房副長官. “公文書館法の解釈の要旨”. アーキビスト制度関係資料集（前掲注6）, p. 52-55.
- 13) 日本学術会議第5常置委員会. “公文書館専門職員養成体制の整備について”. アーキビスト制度関係資料集（前掲注6）, p. 50-51.
- 14) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会. “文書館専門職（アーキビスト）の養成についての提言”. アーキビスト制度関係資料集（前掲注6）, p. 63-87.
- 15) 同上.
- 16) 全史料協専門職問題特別委員会. “アーキビスト養成制度の実現に向けて—全史料協専門職問題特別委員会報告書—”. アーキビスト制度関係資料集

- (前掲注6), p. 102-109.
- 17) Glenda Acland. Archivist-keeper, undertaker or auditor. *Archives and Manuscripts*, vol. 19, no. 1, 1991, p. 9-15.
 - 18) なお、オーストラリアにおけるアーカイブズ機関の記録管理の関与の在り方については、拙稿にて紹介している。大木悠佑. 記録管理におけるレコードキーパーの機能と役割に関する一考察：オーストラリアの州公的記録法の事例から. GCAS report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻紀要, no. 5, 2016, p. 36-51.
 - 19) Ann Pederson. “Professing archives: A very human enterprise”. Sue McKemmish, Michael Piggot, Barbara Reed and Frank Upward eds., *Archives : Recordkeeping in Society*, 2005, p. 51-74.
 - 20) Australian Society of Archivist. “The Archivist's Mission”. <http://www.archivists.org.au/learning-publications/the-archival-profession/archivists-mission> (accessed 2016-05-06).
 - 21) 安藤正人. “アーカイブズ学の地平”. 国文学研究資料館史料館編. アーカイブズの科学. 柏書房, 2003, p. 166-186. 中島康比古. レコードキーピングの理論と実践. レコードマネジメント. no. 51, 2006, p. 3-24. ほか。
 - 22) 中島康比古. レコード・コンティニュームが問いかけるもの. レコードマネジメント. no. 49, 2005, p. 20-38.
 - 23) Barbara Reed. Reading the Records Continuum: Interpretations and Explorations. *Archives and Manuscripts*, vol. 33, no. 1, 2005, p. 20.
 - 24) 渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例. 2015年3月31日条例第12号.
 - 25) スー・マケミッシュ (坂口貴弘、古賀崇訳). “きのう、きょう、あす—責任のコンティニューム”. 日本アーカイブズ学会, 記録管理学会編. 入門アーカイブズの世界, 日外アソシエーツ, 2006, p. 207-208.
 - 26) Chris Hurley, “Recordkeeping and accountability”, *Archives: Recordkeeping in Society* (前掲注19), p. 237-241.
 - 27) ジャン＝ピエール・ワロー (塚田治郎訳). “現在の歴史を生きた記憶として刻印する—アーカイブズ評価選別の新しい視点”. 入門アーカイブズの世界 (前掲注25), p. 108.
 - 28) Terry Cook, Fashionable Nonsense or Professional Rebirth: Postmodernism and the Practice of Archives, *Archivaria*, no. 51, 2001, p. 34.

The consideration of the role of the archivist as a profession: learning from
Terry Cook's paper

OHKI, Yusuke

This paper researches how archivists play a role in modern times, learning from Terry Cook's paper, Evidence, memory, identity, and community: four shifting archival paradigms, published in archival science vol.13 in 2013. He says that the role of archivist has changed from a passive curator to an active appraiser to a societal mediator and finally to a community facilitator.

We oversee the development of the archivists' role in Japan from the 1950s to 2000s. From this insight, We point out that because there was little understanding of the role of the archivist in Japan and also professional associations, like The Japan Society of Archives Institutions, need to research and establish an educational program and qualifications system, there are few arguments about the role and mission of the archivist.

In Australia, accountability crisis emerged from government and corporate mismanagement and corruption in the 1980s. These reviews explored that poor records management make it difficult to disclose affairs entirely. This caused the archivists to reinvent their roles, from guardian of historical resources to auditor and standards setter in the records management area.

We consider the role of the archivist in Records Continuum theory. We point out that archivists should become facilitators and watchdogs for recordkeeping systems to make records and reflect social interests and values in archives.

(アーカイブズ学専攻 博士後期課程3年)